

西都児湯二次医療圏地域医療構想調整会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する西都児湯二次医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(調整会議の開催)

第2条 調整会議は、高鍋保健所長（以下「所長」という。）が関係者を招集して開催する。

- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報を扱う場合はこの限りでない。
- 3 所長が、調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体の代表者（委任を受けた者及び代理人を含む。以下「基本構成団体代表者」という。）とする。
- 4 基本構成団体代表者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、基本構成団体代表者は、協議事項を明確にするとともに、文書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 第3項にかかわらず、協議事項、地域の実情等から必要があるとき又は医療法に基づき調整会議に参加するよう求める場合には、所長は、参加を求める関係者を変更することができる。
- 7 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

(協議事項等)

第3条 調整会議の参加関係者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること
 - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
 - (3) 病床機能報告制度による情報に関すること
 - (4) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること
 - (5) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること
 - (6) 外来医療に係る医療提供体制に関すること
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものとする。
 - 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成することができる。
 - 4 前項の場合においては、所長は立会人として記名押印するものとする。

(議長)

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長は、基本構成団体代表者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

(議長の職務代理者)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理者を参加関係者の互選により定める。

- (1) 議長に事故があるとき
- (2) 利益相反となるとき

- (3) 第2条第6項の規定により参加者が変更されたことで、議長がいなるとき
- (4) その他の事情により議長が欠けたとき

(合同開催)

第6条 調整会議は、別の構想区域で設置された地域医療構想調整会議（以下「別区域調整会議」）と合同で開催することができる。

- 2 合同開催する場合は、この要綱の定めに関わらず、所長は、別区域調整会議の事務局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(記録及び公表)

第7条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県庁ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。

- 2 議事録には、参加関係者のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
- 3 この条については、第2条第7項の書面協議の場合は適用しない。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、高鍋保健所に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。
この要項は、平成29年2月23日から施行する。
この要項は、令和元年12月18日から施行する。

別表（第2条関係）

西都児湯二次医療圏地域医療構想調整会議構成団体等

団 体 名
西都市西児湯医師会
児湯医師会
西都児湯歯科医師会
西都地区薬剤師会
高鍋地区薬剤師会
宮崎県看護協会西都児湯地区
全国健康保険協会宮崎支部
西都市
児湯郡町村会
西米良村